

児童手当からの学校給食費等の申出徴収について

1. 制度の概要

児童手当受給者が、学校給食費や学校諸費、幼稚園保育料等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払いに充てる旨の申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

2. 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は以下のとおりです。

申出徴収対象費
学校給食費
幼稚園の保育料・一時預かり保育利用料
小学校、中学校で使用する学用品購入費用
学校園に必要な諸費用



徴収の対象となる費用を重複して滞納している場合は、町で充当先を決定し、支払いに充てます。

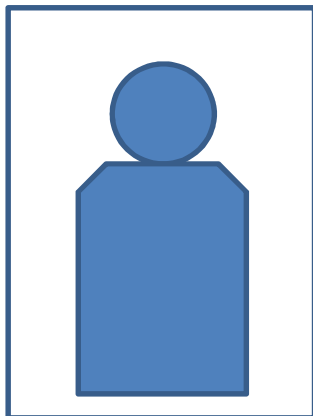
3. 申出徴収について

- 申出徴収は、児童手当の各支払期(6月・10月・2月)に実施します。
- 申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を滞納している費用に充てることができます。
- 滞納費用がなくなった時点で徴収は終了しますが、申出期間中に再度滞納となった場合は申出に基づき徴収することになります。

例) 保護者(児童手当受給資格者)

第1子分の学校給食費

滞納額: 50,000 円



第1子(8歳)	第2子(2歳)
小学生	保育所入所児童
児童手当月額 10,000 円	児童手当月額 15,000 円

⇒第1子分の手当支払額 40,000 円(4か月分)全額と、第2子分の支払額 60,000 円(4か月分)のうち 10,000 円を合わせて、滞納額全額 50,000 円の支払いが可能です。

児童手当振込額は残額の 50,000 円(100,000 円 - 50,000 円)となります。

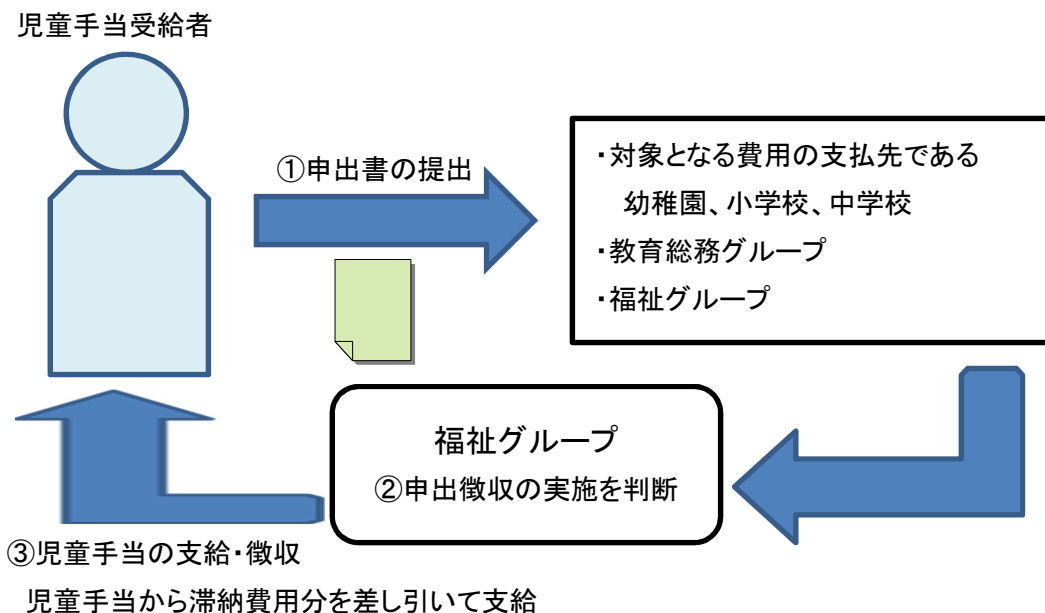
4. 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申し出により実施する制度です。申し出に基づき児童手当から徴収(支払い)させていただきます。

なお、申し出の取り消し、または、申し出された内容の変更をされる場合は、あらためて申出いただく必要があります。

児童手当受給者

【徴収までの流れ】



※ 申出手続きは、申出徴収の開始を希望する児童手当の支払月(6月、10月、2月)の前月20日までになしてください。

児童手当受給者の皆さまへ

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されています。

子どもの育ちに必要な費用である保育料や学校給食費等を滞納しながら、児童手当が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨に添いません。

児童手当の趣旨についてご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ

- | | | | |
|---------------------|-------|------------------------|-----------------|
| ・児童手当の支給などについて | …………… | 福祉グループ | 電話 079-435-2362 |
| ・学校給食費や学校諸費の納付相談 | …………… | お子さんが通う小・中学校又は教育総務グループ | |
| ・幼稚園の保育料・一時預かり保育利用料 | …………… | 教育総務グループ | |
| の納付相談 | | | 電話 079-435-0533 |